

相談のしおり

どこで聞けば良いのかがわからない時、困ったことが起こった時、一緒に解決の糸口を見つけましょう。

令和8年度市民相談センター業務案内

市民相談

日常生活から生じる困りごとや悩みごとについて、センターの職員が内容をお聞きしたうえで、解決に向けての道筋をご案内いたします。

- ・職員が直接アドバイスすることができるもの
- ・次ページ以降の各種相談の利用をお勧めするもの
- ・市の他の窓口をご案内できるもの
- ・市以外の相談窓口をご紹介するもの

相談は、毎週月～金曜日（祝日等を除く）午前9時から午後5時まで（昼休みを除く）受付は午後4時まで、面談または電話（079-221-2102）でお受けします。

1回あたりの相談時間は、30分以内を目安とさせていただきます。



交通事故相談

交通事故に関する解決の方法、派生する疑問などについて相談員がわかりやすく説明いたします。

- ・これ以上治療費は支払えないと言われて困っている
- ・過失割合や過失相殺というのはどういうことか
- ・どれくらい賠償してもらえるかわからず不安だ
- ・加害者がわからない事故の場合はどうなるか
- ・示談の仕方について教えてほしい 等々

相談は、毎週月～金曜日（祝日等を除く）午前9時から午後5時まで（昼休みを除く）受付は午後4時まで、面談または電話（079-221-2106）でお受けします。

姫路市市民相談センター

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所1階
電話 079-221-2102

秘密は守ります
相談は無料です
お気軽にご利用下さい



弁護士による法律相談 毎週火～金曜日

(予約制)

市民の皆さまのお困りごとのうち、法律的な判断が必要な事柄については、無料法律相談をご利用いただくことができます。

- ・不倫が原因で妻と不和になり、離婚に際して慰謝料を請求されている
- ・二世帯住宅で同居の娘夫婦が離婚、家屋は娘婿と共有名義なのだが…
- ・散歩中に近所の犬に噛まれて怪我をしたので飼主に賠償を求めたい
- ・家賃を滞納したまま借主が行方不明、家主はどうすればいいか
- ・兄から実家を相続するので相続放棄をするよう言われた 等々

日時 毎週火～金曜日（祝日、年末年始等を除く） 午前9時30分～11時30分

場所 市民相談センター（市役所1階）

予約 相談を希望される日の前日（祝日等を除く）の午前9時から、
電話（079-221-2102）にて予約受付、先着順、毎回6名（組）

対象等 姫路市民（在勤、在学含む）

相談予約時間の30分前に来所し、相談カードに相談内容を記入

1名（組）当たりの相談時間は20分以内。1つの案件に関する相談は1回限り

◇ 担当弁護士は兵庫県弁護士会から当番制で毎回1名派遣されます。

◇ すでに弁護士に相談している事柄や裁判所で係争中の事件、具体的な問題や紛争がないものや他人についての相談はご遠慮ください。

◇ 弁護士法の規定により、まれに相談がお受けできない場合があります。

◇ 法律相談は紛争解決の方法等を助言するもので、相談内容そのものを解決するものではありません。弁護士依頼が必要なケースについては窓口をご案内します。

◇ 多重債務問題や経済的に困難な状況の方には、弁護士会の無料相談窓口や法テラス（司法支援センター）などの窓口をご紹介します。



社会保険労務士または弁護士による労働相談

解雇、賃金、就労条件、労働災害、年金などの勤労者が働く上で生じる諸問題の相談に専門家が応じます。

ただし、すでに弁護士に相談しているものや裁判所で係争中の事件は受付できません。

問合せ 労働政策課 電話 079-221-2094

日時・場所・受付方法

毎月第1木曜日 社会保険労務士

毎月第3木曜日 弁護士

受付は午前9時から11時まで

ただし、先着6名まで

受付順に午前9時30分から相談。受付・相談とも場所は市民相談センター

弁護士による養育費等の相談 (予約制)

離婚によって生じる、養育費確保や親子交流等の諸問題について、弁護士が相談に応じます。

申込み・問合せ こども支援課

電話 079-221-2132

日時・場所・予約方法

毎月第3金曜日

午後1時30分から

予約受付は、毎月1日から相談日前日まで（土・日曜日、祝日を除く）

先着6名 1名（組）30分

相談場所は市民相談センター

マンション管理相談 (予約制)

分譲マンションの管理における諸問題の相談にマンション管理士が応じます。

申込み・問合せ 住宅課

電話 079-221-2642

日時・場所・予約方法

第1月曜日(原則)(1月は第1木曜日)
午後1時30分から
先着2組 各組最大80分
予約受付は住宅課
相談場所は市民相談センター

犯罪被害者相談 (予約制)

犯罪被害者が抱える諸問題の相談に専門家が応じます。

申込み・問合せ 危機管理室

電話 079-221-2090

日時・場所・予約方法

毎月第3木曜日
午後1時30分から
予約受付は危機管理室
相談場所は市民相談センター

各分野の専門家団体等による特別相談

登記・不動産・税など各専門家ボランティアによる面接相談です。それぞれ基本月1回実施しています。相談時間は、午後1時30分から午後4時30分まで(公証相談のみ午後3時30分まで)。受付は、午後1時から相談終了時間の30分前まで。受付・相談とも市民相談センター(電話079-221-2102)で行います。

税務相談 第2月曜日(3月除く)

担当団体：近畿税理士会姫路支部

相談内容：所得税、相続税、贈与税等の税に関する事

公証相談 第3月曜日

担当：公証人

相談内容：遺言や金銭貸借・離婚慰謝料等の公正証書作成に関する事

登記相談 第2水曜日

担当団体：兵庫県司法書士会姫路支部・兵庫県土地家屋調査士会姫路支部

相談内容：不動産の相続・売買の登記、法人登記、土地の境界紛争、分筆・地目変更等

成年後見相談 第3木曜日

担当団体：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部

相談内容：成年後見制度に関する事

不動産相談 第3水曜日

担当団体：兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部

相談内容：土地・家屋の売買・賃貸借等

建築相談 第4木曜日

担当団体：兵庫県建築士会姫路支部

相談内容：耐震診断、欠陥住宅等

不動産鑑定相談 第4水曜日

担当団体：兵庫県不動産鑑定士協会

相談内容：不動産の価格、賃貸借料及び借地権

行政書士相談 第2・4金曜日

担当団体：兵庫県行政書士会姫路支部

相談内容：相続や遺言、各種契約、土地や農地の利用に関する官公庁への届出、入管への帰化申請など

行政相談 (市政相談)

行政相談は、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、国に対する意見や苦情、要望などをお受けする制度です。

姫路市では、市政に関する相談もお受けできるよう、市長が行政相談委員に市政相談を委嘱しています。お気軽にご利用ください。

開催日：第1水曜日（祝日等を除く） 場所：市民相談センター

第4水曜日（祝日等を除く） 場所：駅前市役所(キャスパ3階)

開催時間はいずれも午後1時から3時までです。受付は、午後1時から午後2時30分まで。

地域事務所でも下記のとおり実施しています。 問合せ 市民相談センター 電話 079-221-2102

人権相談

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が差別やいじめなどの人権問題についてご相談に応じます。

開催日：第1木曜日（祝日等を除く） 場所：人権啓発センター(イーグレひめじ4階)

第2木曜日（祝日等を除く） 場所：市民相談センター

第4木曜日（祝日等を除く） 場所：駅前市役所(キャスパ3階)

開催時間はいずれも午後1時から4時までです。なお、法務局では、月～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで電話(0570-003-110)で相談ができます。

問合せ 人権啓発課 電話 079-221-2376

地域事務所での相談業務

■夢前事務所■

行政(市政)相談のみ

毎月(8月を除く)第3水曜日

午前9時30分～11時30分

電話 079-336-0001

■香寺事務所■

行政(市政)相談のみ

毎月(8月を除く)第3水曜日

午前9時30分～11時30分

電話 079-232-0001

■安富事務所■

行政(市政)相談・人権相談合同開催

毎月(8月を除く)第3水曜日

午後1時30分～3時30分

電話 0790-66-2302

■家島事務所■

行政(市政)相談は毎月(8月を除く)開催

第3水曜日 午後1時～3時

電話 079-325-1001

※家島地域での人権相談は年2回開催予定

消費生活センターご案内

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や相談、多重債務に関する相談は、消費生活センター(市民相談センター隣り)へ。専門知識を持った消費生活相談員が相談に応じ、内容により助言やあっせん等を行います。

【日時】 月～金曜日(祝日等を除く)、午前9時～午後5時

【対象】 姫路市民(在勤、在学含む)

電話または来所による相談です。

問合せ 消費生活センター 電話 079-221-2110



姫路市消費生活センター
啓発キャラクター

いややっ娘